

告示

埼玉県告示第三百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 漁業権者の名称及び住所
入間漁業協同組合
- 埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一
- 二 漁業権の免許番号
共第二号及び共第三号
- 三 変更の内容

第四条第一項の表中「9月30日まで」の次に「。ただし、にじますについては、第6条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで。」を加え、同条第三項を削る。

第六条第一項の表を次のように改める。

ア 区域	イ 期間
霞川（全川）	1月1日から12月31日
入間川（狭山市広瀬東、広瀬橋から田島屋堰までの区域）	有間橋から開運橋までの区間、鹿の戸堰から石原橋までの区間、宮沢湖取入れ口から本郷取水堰までの区間、中橋から新豊水橋までの区間）にあつては、10月第2土曜日から10月31日までの期間を除く。
成木川（飯能市下畑、両郡橋から下流の全区域）	
要害川及び唐沢（全川）	
中藤川及び中沢（全川）	
妻沢、湯基入川、柏木入川、人見入川、藤入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川（全川）	
有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢（全川）	

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十八年四月一日